

令和 7 年度「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(小型エンジンMRO拠点強化支援事業)」
交付規程

令和 8 年 8 月 5 日
小型エンジンMRO拠点強化支援事業事務局

(通則)

第 1 条 民間企業等（以下「間接補助事業者」という。）に対する「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（小型エンジンMRO拠点強化支援事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 補助金は、間接補助事業者が、エンジンMROにより得られる知見を継続的に蓄積し、次期航空機への搭載が想定される低燃費エンジンの開発等に反映するための国内連携基盤の整備や、小型エンジンMROの実施に必要な設備の導入、増強により、間接補助事業者が国内で一貫してエンジンを整備可能な体制を構築するために要する経費に対して、当該経費を助成する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費を補助することにより、我が国航空機産業の成長に資することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第 3 条 小型エンジンMRO拠点強化支援事業事務局（以下「事務局」という。）は、間接補助事業者が行う小型エンジンMRO拠点強化支援事業（以下「間接補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として事務局が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 1 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助要件、補助対象経費の区分、補助率及び間接補助事業実施期間は、別紙 2 補助要件、補助対象経費の区分、補助率及び間接補助事業実施期間に関する補足事項のとおりとする。

(交付の申請)

第 4 条 間接補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第 1 の事項を記載した補助金交付申請書に事務局が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、事務局に提出しなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 間接補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第10条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第11条第3項の規定に基づく第三者に委託する場合の届け出、第13条の規定に基づく事故の報告、第14条第1項及び第4項の規定に基づく遂行状況報告、同条第3項の規定に基づく中間報告、第15条第1項の規定に基づく実績報告、第17条第2項の規定に基づく支払請求、第18条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第20条第2項の規定に基づく取得財産等管理台帳の管理、同条第3項の規定に基づく取得財産等管理明細表の添付、同条第5項の規定に基づく担保権設定承認申請、第21条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請、第22条の規定に基づく事業者情報の変更または第24条第1項の規定に基づく事業継続状況等の報告（以下「交付申請等」という。）については、原則、電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 事務局は、第4条の規定により行われた交付申請等に係る第7条第1項の規定に基づく通知、第10条第1項の規定に基づく承認、第11条第5項の規定に基づく承認、第13条の規定に基づく指示、第14条第1項の規定に基づく要求、第16条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令（第18条第3項及び第19条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第18条第2項の規定に基づく返還命令、第19条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第20条第4項の規定に基づく納付命令（第21条第5項の規定において準用する場合を含む。）、同条第5項の規定に基づく承認、第21条第3項の規定に基づく承認または第22条の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システムまたは電子メールにより行うことができる。

(交付決定の通知)

第7条 事務局は、第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を間接補助事業者に送付するものとする。

2 第4条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 事務局は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 事務局は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 間接補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容またはこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に事務局に様式第3による取下げ届出書をもって申し出なければならない。

(間接補助事業の経理等)

第9条 間接補助事業者は、間接補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、事務局または経済産業省の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第10条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による計画変更（等）承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
 - （2）間接補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - （ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - （イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - （3）間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、または廃止しようとするとき。
 - （4）間接補助事業の実施場所を変更するとき。
 - （5）間接補助事業の全部または一部を他に承継させようとするとき。
 - （6）破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む。）。
- 2 事務局は、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該間接補助事業者に通知するものとする。
- 3 事務局は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、または条件を付することができる。

（契約等）

第11条 間接補助事業者は、間接補助事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、または委託してはならない。

- 2 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、入札に準じた形で可能な範囲において相見積を取得し、最低価格を提示したものを選定することが原則となる。なお、見積取得に当たっては、見積業者に対して間接補助事業者自身が同一の仕様内容を提示して公正に価格競争を実施すること。下記（※）以外で相見積を取得していない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備し、あらかじめ事務局に相談すること。相見積を取得できないことについての合理的な理由なく、価格競争を実施しない発注を行った場合、原則として補助対象外となる。（過去の発注実績に依る随意契約等は、原則認められない。）

※対象経費のうち、（Ⅰ）機械装置等費、（Ⅲ）その他経費のうち消耗品費、諸経費（但し会議費、謝金を除く。）、（Ⅳ）委託・外注費に関して、契約（発注）先1者あたりの見積額の合計が50万円（税抜き）未満になる場合は、相見積の取得を省略できるものとする。

- 3 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）し、または第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結後速やかに、様式第5に準じて第三者委託届出書を作成し、事務局に提出しなければならない。
- 4 間接補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、間接補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

- 5 間接補助事業者は、第2項または第3項の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、間接補助事業の運営上、当該事業者でなければ間接補助事業の遂行が困難または不適当である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 6 事務局は、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者は事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 7 第2項から第6項までの規定は、間接補助事業の一部を第三者に請負わせ、または委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、間接補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

- 第12条 間接補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部または一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社または中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 事務局が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者が事務局または経済産業省に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条または動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知または承諾の依頼を行う場合には、事務局または経済産業省は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留しまたは次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条または債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- （1）事務局は、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、または、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - （2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡またはこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - （3）事務局は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事務局が行う弁済の効力は、事務局が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

- 第13条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による事故報告書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第14条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局の要求があったときは速やかに様式第7による遂行状況報告書を事務局に提出しなければならない。
- 2 間接補助事業者は、事務局が計画に沿った間接補助事業の遂行が困難であると判断した場合等、事業継続に係る審査（以下「臨時審査」という。）を受けなければならない。
- 3 間接補助事業者は、事業の進捗状況等に関わらず、事務局の要求があった場合には、中間報告書を提出し、第三者委員会による中間審査を受けなければならない。
- 4 間接補助事業者は、間接補助事業の実施期間内において、各年度の終了後30日以内に、様式第7による遂行状況報告書を事務局に提出しなければならない。
- 5 間接補助事業者が第1項及び第4項の様式第7による遂行状況報告書または第3項の中間報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、事務局は期限について猶予することができる。
- 6 事務局は、間接補助事業の適切な遂行のため必要があると認めたときは、間接補助事業者に対し、間接補助事業に関し報告を求め、または、間接補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、間接補助事業者は協力するものとする。

(実績報告)

- 第15条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日または令和11年3月30日のいずれか早い日までに様式第8による実績報告書を事務局に提出しなければならない。その後、事務局が交付すべき補助金の額を確定させるため、間接補助事業者は第16条の確定検査を受け、補助金の額が確定したら速やかに様式第9による精算払請求書を提出しなければならない。
- 2 間接補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第16条 事務局は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る間接補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、間接補助事業者に通知する。
- 2 事務局は、間接補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 事務局は、間接補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、第1項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む。）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、間接補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

(補助金の支払)

- 第17条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9による精算（概算）払請求書を事務局に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに事務局に報告しなければならない。

- 2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。
- 3 第16条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

第19条 事務局は、第10条第1項第3号の間接補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合または次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、または変更することができる。

- （1）間接補助事業者が、法令、本規程または法令若しくは本規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合
 - （2）間接補助事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - （3）間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - （4）交付の決定後生じた事情の変更等により、間接補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
 - （5）間接補助事業者が、別紙1 暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
 - （6）第14条第2項による臨時審査または第14条第3項による中間審査によって間接補助事業の継続が認められなかった場合
- 2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずる。
 - 3 事務局は、第1項第1号から第3号または第5号の規定による取り消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第16条第3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第20条 間接補助事業者は、補助対象経費（間接補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 間接補助事業者は、取得財産等について、様式第11による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 間接補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条第4項に定める遂行状況報告書に様式第12による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。また、第15条第1項に定める様式第8による実績報告書を提出する際も同様とする。
- 4 事務局は、間接補助事業者が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額または鑑定評価額若しくは処分により得られた収入額または見込まれる収入額の全部若しくは一部を事務局に納付させることがある。

- 5 間接補助事業者は、第4条第1項の規定に基づく交付の申請や第10条第1項の規定に基づく計画変更の申請に際して、間接補助事業における取得財産等に対し、抵当権などの担保権を設定する場合は、設定前に、様式第13による承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けるものとする。なお、取得財産等に対して根抵当権の設定を行うことは認められない。

（財産の処分の制限）

- 第21条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき事務局が定める処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第14による補助金財産処分承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定は、令和12年3月31日以降、事務局を経済産業省と読み替えて準用する。
- 5 前条第4項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。

（事業者情報の変更）

- 第22条 間接補助事業者は、事務局に報告している会社情報等の変更が生じた場合は、速やかに様式第15による変更届出書を事務局に届け出るものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

- 第23条 間接補助事業者は、別紙1 暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（事業継続状況等報告）

- 第24条 間接補助事業者は、間接補助事業の終了した日の属する間接補助事業者の会計年度の終了後5年間（以下「報告期間」という。）、国の毎会計年度終了後90日以内に間接補助事業に係る事業継続状況等について様式第16による事業継続状況報告書を事務局または経済産業省に報告しなければならない。
- 2 経済産業省は、報告期間終了後も、間接補助事業者に対し、間接補助事業に係る事業継続状況に関し報告を求め、または、間接補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、間接補助事業者は協力するものとする。
- 3 第1項の規定は、令和12年3月31日以降、事務局を経済産業省と読み替えて準用する。

（情報管理及び秘密保持）

- 第25条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報（補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、

履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（その他）

第26条 事務局は、本規程に定めるもののほか、間接補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項について別に定めるものとする。

2 事務局は、間接補助事業者に対し、本規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

この規程は、令和8年5月7日から施行（適用）する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）役員の中に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所
- （２）暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
- （３）暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
- （４）暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
- （５）役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
- （６）役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
- （７）役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
- （８）（１）から（７）までに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

補助要件、補助対象経費の区分、補助率及び間接補助事業実施期間に関する補足事項

1. 補助要件について

I 補助要件等

「航空機産業戦略（令和 6 年 4 月）」に基づく小型エンジン MRO 拠点整備を行う事業を対象とする。

① 補助対象費用

エンジン MRO により得られる知見を継続的に蓄積し、次期航空機への搭載が想定される低燃費エンジンの開発等に反映するための国内連携基盤の整備や、小型エンジン MRO の実施に必要な設備の導入、増強により、間接補助事業者が国内で一貫してエンジンを整備可能な体制を構築に要する費用の一部とする。

② 投資計画の公表

当該間接補助事業に係る投資計画について、原則として、交付決定日より前に投資の決定を対外発表した事業でないこと。

II 事業者の範囲

以下の要件をいずれも満たす事業者に限る。

- 以下の A 及び B の温室効果ガス排出削減のための取組を実施すること。ただし、温暖化対策法における算定報告制度に基づく 2022 年度 CO2 排出量が 20 万 t 未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これらに替えることができる。
A：2025 年度以前分の排出実績に関する実施内容
なお、GX フューチャー・リーグに参加する場合は、これらの取組を実施するものとみなす。
(i) 国内における Scope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する排出削減目標を 2025 年度及び 2030 年度について設定し、間接補助事業実施期間が含まれる年度分の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。第三者検証については、「GX フューチャー・リーグ 第三者検証ガイドライン」に則ること。
(ii) (i) で掲げた目標を達成できない場合には J クレジット又は JCM その他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は、未達理由を報告・公表すること。
B：2026 年度以降分の排出実績に関する実施内容
A と同様の実施内容について対応すること。ただし、現在検討が進められている 26 年度以降の GX・フューチャーリーグ等の内容次第で、2026 年度以降分の排出実績における A の (i) (ii) 相当の要件については変更となる可能性があることに注意すること。
- 日本国内において登記された法人であり、国内において本事業に密接に関連する事業実施場所を有している、又は、事業を営んでいること。
- 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- 本事業の円滑な遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- 経済産業省からの補助金交付等停止措置、又は、指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- 単独又は複数の大企業、中小企業等であること。
- 中小企業等とは、中小企業基本法で定める中小企業者（中小企業）並びに一般社団法人、一

般財団法人、特定非営利活動法人（注１）、事業協同組合、農業法人及び大学（注２）をいう。ただし、次のいずれかを満たす場合は大企業として扱う。

- ①資本金又は出資金が５億円以上の法人に直接、又は、間接に１００％の株式を保有される中小企業者
- ②確定している（申告済みの）直近過去３年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が１５億円を超える中小企業者
- ③みなし大企業（注３）に該当する中小企業者

< 中小企業基本法で定める中小企業者（中小企業） >

業種	中小企業者（以下のいずれかを満たすもの）	
	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	３億円以下	３００人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	３億円以下	９００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下
小売業	５，０００万円以下	５０人以下
サービス業	５，０００万円以下	１００人以下

（注１）特定非営利活動法人は、以下の要件を満たすものとする。

- ・ 法人税法上で課税対象となる収益事業を実施し、補助対象事業は当収益事業の範囲内であること。
- ・ 認定特定非営利活動法人ではないこと。

（注２）本事業の大学とは、国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第６８条第１項に規定する公立大学法人及び私立学校法第３条に規定する学校法人が設置する大学をいう。

（注３）

- ・ 発行済株式の総数、又は、出資金額の２分の１以上が、同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人（以下「みなし大企業」という。）
- ・ 発行済株式の総数、又は、出資金額の２分の１以上が、同一のみなし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- ・ 発行済株式の総数、又は、出資金額の３分の２以上が、複数の大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- ・ 役員の総数の２分の１以上を大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合の組合員（無限責任組合員もしくは有限責任組合員）が大企業である場合を除く。）の役員、又は、職員が兼ねている法人

Ⅲ 不支給要件

以下の不支給要件のいずれにも該当しないこと。

不支給要件
１ 次のいずれかに該当した事実があり、その行為態様、役員の関与の有無、違反行為が行われた期間及び社会的影響等を総合的に勘案して、補助金の交付の相手方として不適当であると事務局が認める場合。 イ 偽りその他不正の手段によって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）第２条第１項に規定する補助金等及び適正化法第２条第４項に規定する間接補助金等並びに適正化法施行令第４条第２項第４号に規定する条件として各省各庁の長

が定めた民間事業者等に対する助成金等の交付条件又は契約条件に従い交付する基金（以下「補助金等」という。）の交付を受け、又は融通を受けたと認められる場合。

- ロ 補助金等の他の用途への使用があったと認められる場合。
- ハ その他補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分に違反した場合（ロに掲げる場合を除く。）。
- ニ 事業主、又は事業主が法人であり、当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。
- ホ 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合（ヘに掲げる場合を除く。）。
- ヘ 役員等が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。
- ト 役員等が競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。
- チ 業務に関し、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第1号又は第19号に掲げる行為を行った場合。
- リ 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をした場合。
- ヌ 前各号に掲げる場合のほか、役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告された場合。

2 次のいずれかに該当する事業者

- イ 役員等のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所
- ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
- ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
- ニ 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
- ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
- ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
- ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
- チ イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

2. 補助対象経費の区分、補助率及び間接補助事業実施期間について

対象経費の区分、補助率、並びに間接補助事業実施期間は下表のとおりとする。

対象経費の 区分※1※2※3	費目	明細	備考
	(Ⅰ) 機械 装置等費	土木・建築工事費	機械設備等設置に必要な土木工事及び工場等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費
		機械装置等製作・購入費	間接補助事業の実施に必要な機械装置（ソフトウェアを含む）、その他備品の製作、購入、又は借用に要する経費、機器・設備類に関連する営繕工事及び試運転、据付に要した費用 ・自社設計・製作の場合、社内振替価格若しくは当該部門の単価等を用いて算出してください
		保守・改造修理費	間接補助事業の実施に必要な機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費
	(Ⅱ) 労務 費	人件費	間接補助事業に直接従事する者の人件費
		補助員人件費	間接補助事業に直接従事するアルバイト、パート等の経費（ただし、上記「人件費」に含まれるものを除く）
	(Ⅲ) その 他経費	消耗品費	間接補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品、ソフトウェア等の製作又は購入、試験・評価等に要する経費
		旅費	・間接補助事業に直接従事する者の旅費、滞在費、交通費 ・間接補助事業に直接従事する者以外の者に、間接補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集を行うための国内、海外調査・審査に要する経費で旅費、滞在費、交通費
		諸経費	上記のほか、間接補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、謝金、通信費、借料（ライセンス期間が定められているソフトウェア、クラウドサービスを含む）、図書資料費、運送費、関税等の経費
	(Ⅳ) 委 託・外注費	委託費・外注費	間接補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ委託・外注するために必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う
	補助率（・補 助の下限額） ※4	1／3以内	
	間接補助事業 実施期間	交付決定日から最長で令和11年3月30日まで	

- ※1 補助対象経費は、当該間接補助事業を遂行するために真に必要かつ適切な経費とし、以下の点に留意すること。
- ・総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - ・対象経費の精査が必要となるため、内容、金額の詳細を示すこと。特に附帯設備については、補助対象経費の区分が不明瞭となるため留意すること。
 - ・補助対象経費は、間接補助事業として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみを対象とする。
- ※2 次のいずれかに該当する経費については補助対象外となる。
- ・交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの（交付申請を行う上で必要となる基本設計費用等も含む）（例外の場合については、「3. 事前着手の届出・受理の結果通知について」で後述します）
 - ・土地の取得費用（補助対象経費である土木・建築工事費には土地やオフィス用建物の取得費は含まない）
 - ・実績報告書の作成、経理処理、業務日誌の作成等の間接業務に係る労務費及びそのために発生した経費
 - ・補助金の検査受検時の経費
 - ・委託先等の検査に係る経費（旅費を除く）
 - ・為替差損
 - ・間接補助事業を行わない場合においても必要な設備更新（通常の設備更新）経費
 - ・申請事業者及び共同申請者以外が発注したもの（他者が発注したものの所有権を申請事業者及び共同申請者に移転した場合も含む）
 - ・既存建物、設備機械装置の撤去費
 - ・既存設置機械装置の移設費
 - ・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
 - ・電話代、インターネット利用料金等の通信費
 - ・金券購入費
 - ・文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代
 - ・飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
 - ・自動車等車両（事業所や作業所内のみで走行し、公道を自走することができないものおよび税法上の車両及び運搬具に該当しないものを除く）の購入費・修理費・車検費用
 - ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
 - ・振込手数料、公租公課（消費税を含む）、各種保険料
 - ・借入金などの支払い利息及び遅延損害金
 - ・共同申請者間の設備機械装置等の貸借によるリース料や加工を依頼した際の外注費等
（ただし、リース会社と共同申請した場合に、リース会社が資産として購入した設備機械装置等の費用は除く）
 - ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（コンピュータ、プリンタなど）の購入費
 - ・価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
 - ・間接補助事業実施場所以外でも使用可能な設備・器具・備品類（据付け又は固定等して利用しないもの）
- ※ただし、間接補助事業において必要不可欠であり、かつ使用記録簿等を備え他の目的に使用していないことが明白である場合は補助対象と認められる場合がある
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ※3 申請事業者の自社製品の購入や共同申請者への発注は、利益排除の対象となる。
- ※4 補助率については、審査の結果、希望する補助率を下回る可能性がある。

(

3. 事前着手の届出・受理の結果通知について

本来は、補助金交付決定通知後でないと、補助対象となる経費の発注（発注先への内示も発注行為とみなす）、支出等はできない。審査の結果、採択が決定されると、事務局から採択者に対し、「採択通知書」が発出され、その後、補助金の交付申請に基づき補助金の交付（支払い）対象としての事業の実施を正式に認める「補助金交付決定通知書」が発出される。補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金交付決定通知後から可能となることが原則となる。ただし、本事業の必要性かつ緊急性に鑑み、以下の（１）、（２）に基づき事前着手届出を行い、（４）の通り事前着手受理通知を受けた場合、通知に記載の「事前着手開始日として認める日」（※）以降に発生した経費等についても補助対象経費として認められる場合がある。なお、この場合でも補助金のルールに従った発注等の手続き（入札・相見積など）が行われていない場合は補助対象経費とならない。詳しくは、公募要領別紙「補助金ルールの基礎説明について」を確認すること。
※公募開始日以降の日付となる。公募開始日より前に実施した発注・契約・支出等に係る経費は補助対象と認められない。なお、事前着手の届出や受理は、補助金の採択や交付決定を約束するものではない。

（１）事前着手届出の受付期間

下記期間に jGrants で届出を実施・完了すること。

令和 8 年 5 月 7 日（木）～令和 8 年 6 月 4 日（木）正午まで

（２）届出方法・提出先

届出される方は、上記期間に補助金申請システム「jGrants」の事前着手届出画面上から必要項目を直接入力し、届出を行うこと。提出先は以下に記載の jGrants のホームページを参照すること。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDYQTMA5>

（注 1）受付期間以降の届出は受け付けない。

（注 2）事前着手に関する情報は、事務局ウェブサイトにも掲載している。

（３）事前着手に関する情報

事前着手に関する情報は、事務局の下記ウェブサイトにも掲載している。事前着手に関する届出は、jGrants から直接実施すること。

https://www.teitanso.or.jp/s_enginemro/

（４）事前着手の受理の通知等

事前着手は、事務局が当該届出の内容から交付決定前に着手する緊急性かつ必要性があると判断した場合、受理する。事前着手の受理後、事務局から結果を速やかに通知する。

事前着手が受理された場合でも、本補助金の交付を受けるための採択審査の結果、採択されなかった場合は、本補助金の交付を受けることはできない。また、事前着手受理通知に記載の「事前着手の開始日として認める日」より前に実施した発注（発注先への内示も発注行為とみなします）、購入、契約等に係る経費は補助対象外となる。

事前着手届出が受理されなかった場合、交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものの経費は補助対象外となる。

改訂履歴

Ver.	改訂日	改訂内容
1	2026年5月7日	令和7年度「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（小型エンジンMRO拠点強化支援事業）」交付規程初版発行
2	2026年8月5日	①「様式集」様式第1の改訂 ・（誤）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（小型エンジンMRO拠点強化支援事業）交付規程（番号。以下「交付規程」という。） （正）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（小型エンジンMRO拠点強化支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。） ・（誤）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（小型エンジンMRO拠点強化支援事業）交付規程の定めるところ （正）交付規程の定めるところ ②「様式集」様式第2の改訂 ・（誤）1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、～令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（小型エンジンMRO拠点強化支援事業）交付申請書（以下「交付申請書」という。）に記載のとおり （正）1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、～令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（小型エンジンMRO拠点強化支援事業）交付申請書に記載のとおり ・（誤）4. （間接補助事業者名）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（小型エンジンMRO拠点強化支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）の定めるところに従わなければなりません。 （正）4. （間接補助事業者名）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）、交付規程の定めるところに従わなければなりません。